

生活保護受給者の暫定プラン利用に関して**暫定プランでサービス利用する場合は、事前のご連絡が必要です**

新規申請中のサービス利用や、要支援認定の方が区分変更(要介護新規申請)中にサービスを利用される場合は、ご本人への説明・契約だけでなく、福祉事務所との連携が必要です。連携することで、受給者(サービス利用者)の金銭的負担を無くすだけでなく、サービス事業所が損をすることなく利用料を請求出来ます。沢山の高齢者をご担当頂いている中、お忙しいと思いますが手順に沿って事務手続きをお願いいたします。

- ① 暫定サービス利用が必要だと判断されたら、地域包括支援センターの担当者様より、申請予定日及び担当ケアマネジャーをケースワーカーに連絡して下さい。
- ② 暫定のケアプラン(サービス計画書 1.2.3 表、サービス利用票・別表)を速やかに担当ケースワーカーに提出して下さい。
- ③ 認定結果が判明したら、関係者へ必ずご連絡をお願いします。

④ A

暫定プラン通り(又は想定していた介護度よりも重度な結果だった)の場合には、本プランとなるサービス計画書123表、サービス利用票・別表をケースワーカーにご提出下さい。

⇒各サービス事業所に「生活保護法 介護券」を福祉事務所から送付します。

B

暫定プランが見込み違いだった場合(想定していた介護度よりも軽度な結果だった)には、ケアマネジャーさんに追加提出していただく書類について福祉事務所よりご案内します。

※ 暫定ケアプラン及び利用票・別表を福祉事務所へ提出していない場合は、サービス利用料が支払えなくなります

ご提出頂いた暫定ケアプラン及び利用票・別表を確認した上で、別表に記載されたサービス利用料全額を介護扶助費として用意し、結果が出るまで保管しております。提出後にサービス追加等の必要性がある場合は必ずご連絡頂き、利用票・別表の再提出をお願いします。結果が出てからの追加・変更に関しては、利用料の支払いが困難になりますのでご注意ください。

また、※「暫定ケアプラン作成時における運用について」(令和7年3月10日)居宅介護支援事業所及び高齢者総合相談センター宛ての運用方法に沿って暫定プラン作成をお願いします。(A2・A6 サービスを提供している事業所の選定をお願いします)

具体的な事例

現在の介護度
要支援2 令和7年8月16日～令和8年8月31日

担当者会議の結果
暫定介護度要介護2

令和8年2月1日 区分変更申請(新規申請提出)
暫定ケアプランを福祉事務所へ提出(要介護2見込み)

令和8年3月26日 認定結果確認

A 認定結果 要介護2の場合

区分変更申請日より、要介護2で遡って介護券発行
特別な支払い等なし国保連へ通常請求事務のみ

B 認定結果 区分変更申請却下(要支援2)

区分変更申請日より認定結果連絡(地域包括へ)日までの間、要介護2で暫定利用分は10割分サービス利用料を支払います
※要支援2で利用出来るサービスが含まれている場合には、予防プランを提出頂きます
区分変更申請日から要支援2での介護券を発行します
要支援認定では利用できない部分の利用サービス全額(10割)を福祉事務所から直接支払います

B2 認定結果 要介護1

区分変更申請日より認定結果連絡(地域包括へ)日までの間、要介護2で暫定利用分は要介護1で請求出来る分を差し引いた額を支払います
※要介護1で請求しても単位数が変わらないサービスや、オーバーが出ない場合には要介護1での本プランを遡って提出していただき介護券を発券します
要介護1では利用できない部分の利用サービス全額(10割)を福祉事務所から直接支払います

居宅療養管理指導(往診)について

外来・往診を問わず医療を受ける際には申請が必要です

※生活保護の指定医療機関以外は受診できません

医療費や薬代は医療扶助で支払われるため、生活保護を受給している方は、医療機関窓口での支払い無く、医療を利用することが出来ます(一部、本人支払額がある方を除く)。医療が必要な時には、ケースワーカーに連絡し、病状や受診先を申請する事で「生活保護法医療券」が発行されます。往診も同じように手続きが必要です。ご本人からの申請が困難な場合は、ケアマネジャーさんからご連絡いただければ外来・往診問わず医療券を発行し、受診することが出来ます。往診の必要性に関しては、受給者の病状を聞き取った上で福祉事務所が判断します。

又、居宅療養管理指導に関しては、要介護度(要介護又は要支援)があり、病状に関しての情報提供書の取得・連携が必要な状態であるかどうかを考慮した上で、ケアプランに位置付けて下さい。ケアプランに、「居宅療養管理指導」と表記していただき、「○●クリニック」「○×薬局 △店」と記載していただければ、医療機関に関しても「生活保護法 介護券」を発行させていただきます。

福祉用具購入・住宅改修に関して

福祉用具購入や住宅改修は、事前の申請が必要です

福祉用具購入や住宅改修に関しては、導入を検討する段階でケアマネジャーさんから必ずケースワーカーにご連絡をお願いします。ご本人の住宅環境及び介護環境に関しても確認が必要ですし、購入費や改修費を用意するために必要書類があります(福祉事務所は、本人が負担する部分を介護扶助としてお支払いします)。福祉用具の事業者が福祉事務所に請求書を持参してもすぐに費用をお支払いすることは出来ません。又、最低限度の生活を保障するという生活保護の考えからも分かるように、複数の業者より相見積もりを取り、安価な福祉用具販売事業者の選定をお願いします。

みなし2号(65歳未満)の介護サービス利用に関すること

H から始まる被保険者番号の方は、福祉事務所が保険者です

65歳未満で介護サービスを利用する場合は、一般の方であれば「第2号被保険者」となりますが、生活保護受給者の方は要件にある医療保険がありませんので2号被保険者にはなれません(一部社会保険加入の方を除く)。その為、「みなし2号」扱いで H から始まる被保険者番号を使用して介護保険サービスを利用している方が存在しています。福祉事務所では、「介護扶助10割」と称し、要介護認定に関する手続きや国民健康保険団体連合会への資格登録等を全て福祉事務所が行います。過誤申立書の提出や、主治医意見書の閲覧申請等も福祉事務所が窓口になります。介護保険と同等のサービスを利用できますが、介護保険で発行される証書等は存在しませんのでご注意ください。

具体的なサービス利用に関しては、障害サービスが優先になりますが「第2号被保険者」と同じサービスを利用することが出来ます。区分支給限度額の順守以外は、算定出来ないサービスはありません。「みなし2号」の方をご担当いただく際には、担当のケースワーカーと連絡を取り合ってください、ご本人の生活を支えるサービスをご提案下さい。

福祉事務所への書類提出について

毎月の利用票・別表の提出をお願いします

要支援認定の方は、高齢者総合相談センター様より毎月の利用票・別表のご提出をお願いします。要支援認定で利用が安定している場合には、数か月分纏めてご提出いただいても構いません。ご提出頂いた利用票・別表に変更があった場合には、差し替え分の提出や、プラン変更の場合には計画表に関しても、ご提出をお願いします。ご本人負担部分(1割)を介護扶助でお支払いする根拠となる重要な書類です。「指定介護機関のしおり」に沿ったご提出をお願いします。

内容に関する問い合わせ先

豊島区福祉事務所

生活福祉課 医療介護 G 03-3981-1292

西部生活福祉課 医療介護 G 03-5917-5761